

## 静岡県汚染土壌適正処理指導要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、土壌汚染対策に関する法令に規定するもののほか、汚染土壌の処理に関し必要な事項を定めることにより、汚染土壌の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全を図ることを目的とする。

### (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）をいう。
- (2) 手続省令 汚染土壌処理業の許可の申請の手続等に関する省令（平成21年環境省令第10号）をいう。
- (3) 汚染土壌 法第16条第1項に規定する汚染土壌をいう。
- (4) 汚染土壌処理施設 法第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設をいう。
- (5) 汚染土壌処理業許可 法第22条第1項又は法第23条第1項に規定する許可をいう。
- (6) 事前協議者 汚染土壌処理業許可を申請しようとしている者をいう。
- (7) 周辺住民 汚染土壌処理施設の設置の場所をその区域に含む自治会、町内会その他の町又は字の区域その他市町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「自治会等」という。）及び当該自治会等に隣接する自治会等の住民をいう。

### (県の責務)

**第3条** 県は、汚染土壌の適正な処理を推進するために、事前協議者に対し、この要綱に基づき適切な指導及び助言を行うものとする。

### (事前協議前に実施すべき事項)

**第4条** 事前協議者は、第6条第1項の規定による協議（以下「事前協議」という。）の前に、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 汚染土壌処理施設の設置の場所を管轄する市町の長と協議が必要な場合には、その協議を実施し、その市町の土地利用に関する計画に適合している旨の書面を受領すること。
- (2) 周辺住民に対し、汚染土壌処理施設の設置についての説明会を行うとともに、その実施状況について記録しておくこと。

### (基準)

**第5条** 汚染土壌処理施設の設置又は変更の基準は、土壌汚染対策に関する法令に規定するもののほか、別表のとおりとする。

### (事前協議の実施)

**第6条** 事前協議者は、汚染土壌処理業許可の申請の手続に着手する前に、様式第1号による書面（以下

「事前協議書」という。）により知事に協議しなければならない。

2 事前協議書は、前条の基準に従って作成しなければならない。この場合において、知事が認めるときは、当該基準の一部を適用しないことができる。

3 事前協議書には、次に掲げるものを添付するものとし、その提出部数は、正本1部及び副本2部とする。

- (1) 手続省令第2条第2項各号に掲げる書類及び図面

- (2) 第4条第1号に規定する書面
- (3) 第4条第2号の規定により実施した説明会の記録
- (4) 様式第2号による書面  
(現地調査)

**第7条** 知事は、事前協議を受けたときは、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(関係市町の長の意見聴取等)

**第8条** 知事は、事前協議を受けたときは、事前協議書の副本並びに添付された書類及び図面を汚染土壌処理施設の設置の場所を管轄する市又は町（以下「関係市町」という。）の長に送付し、生活環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

- 2 前項の意見を述べるに当たり、関係市町の長は、事前協議者に対し説明を求めることができる。

(管轄健康福祉センター所長への送付)

**第9条** 知事は、事前協議を受けたときは、事前協議書の副本並びに添付された書類及び図面を汚染土壌処理施設の設置の場所を静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）第74条第4項の規定により管轄する健康福祉センターの長（以下「管轄健康福祉センター所長」という。）に送付するものとする。

(変更等の指示等)

**第10条** 知事は、事前協議書の内容を審査し、必要があると認めるときは、事前協議者に対し、当該事前協議書に記載された事項についての変更等の指示（以下「審査指示」という。）を行うものとする。

- 2 知事は、審査に当たり、必要事項について専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

- 3 知事は、審査指示を行ったときには、その旨を関係市町の長に通知するものとする。

- 4 事前協議者は、審査指示を受けたときは、審査指示に対する措置に係る関係者との協議及び調整を自らの責任において行わなければならない。

- 5 事前協議者は、審査指示に対する措置を講じ、その結果について、様式第3号による書面（以下「措置報告書」という。）により知事に報告しなければならない。

- 6 前項に規定する措置報告書の提出部数は、正本1部及び副本2部とする。

- 7 知事は、第5項に規定する措置報告書の提出があったときは、措置報告書の副本を関係市町の長及び管轄健康福祉センター所長に送付するものとする。

- 8 知事は、措置報告書の内容を審査して、審査指示をした事項が是正されていないと認めるときは、再度審査指示をするものとする。

- 9 事前協議者が審査指示を受けた日から2年を経過しても措置報告書を提出しないときは、事前協議を取り下げたものとみなす。ただし、措置報告書を提出しないことについて事前協議者の責めに帰することのできない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。

(事業説明会の開催等)

**第11条** 事前協議者は、周辺住民に対し、事前協議書の記載事項を周知させるための説明会（以下「事業説明会」という。）を開催しなければならない。

- 2 事前協議者は、前項に規定する事業説明会を開催したときは、出席者の数、説明内容、質疑応答の概要その他の実施状況について記録するものとする。

(見解書の作成等)

**第12条** 事前協議者は、前条第1項の事業説明会において周辺住民から意見が出されたときは、当

該意見及び当該意見に対する事前協議者の見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成し、速やかに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する見解書の提出があったときは、関係市町の長に通知し意見を求めるものとする。

（事前協議書の記載事項の変更）

**第 13 条** 事前協議者は、第 6 条第 1 項の規定により事前協議書を提出した後、事前協議が終了するまでの間に、当該事前協議書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ様式第 4 号による書面（以下「記載事項変更書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する記載事項変更書の提出部数は、正本 1 部及び副本 2 部とする。
- 3 第 7 条から前条までの規定は、第 1 項の規定による変更について準用する。ただし、第 8 条及び前 2 条の規定は、知事が不要と認めるものについては、準用しない。

（事前協議の中止）

**第 14 条** 事前協議者は、第 6 条第 1 項の規定により事前協議書を提出した後、事前協議が終了するまでの間に当該事前協議書に係る汚染土壌処理業許可の申請をしないこととしたときには、速やかにその旨を記載した様式第 5 号による書面（以下「取下げ届出書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する取下げ届出書の提出があったときは、関係市町の長及び管轄健康福祉センター所長に通知するものとする。

（事前協議の終了通知）

**第 15 条** 知事は、事前協議が終了したときは、事前協議終了通知書を、事前協議者、関係市町の長及び管轄健康福祉センター所長に送付するものとする。

（事前協議の終了通知の受領等）

**第 16 条** 事前協議者は、汚染土壌処理業許可の申請の手續に着手する前に、前条の事前協議終了通知書を受領していなければならない。

- 2 事前協議者は、前条の事前協議終了通知書を受領した日から 2 年を経過しても汚染土壌処理業許可の申請の手續をしなかったときは、当該手續をする前に改めて第 4 条及び第 6 条に規定する手續（以下「事前協議手續」という。）を行わなければならない。ただし、改めて事前協議手續を行う必要がないと知事が認めるときは、この限りでない。

（適用除外）

**第 17 条** この要綱の規定は、静岡市、浜松市、沼津市及び富士市の区域については、適用しない。

#### 附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 平成 21 年 10 月 22 日において法第 22 条第 1 項に規定する汚染土壌の処理を業として行っている者が、同日後引き続きその業を行おうとする場合における当該業に係る汚染土壌処理業の許可を申請する場合については、この要綱の規定は適用しない。

## 別表

### 1 立地に係ること

(1) 次の区域は、設置の場所から除外すること。ただし、やむを得ず立地する場合には、事前に規制の解除等を受けること。

ア 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 14 条第 1 項の原生自然環境保全地域

イ 静岡県自然環境保全条例（昭和 48 年静岡県条例第 9 号）第 13 条第 1 項の特別地区

ウ 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 13 条第 1 項の特別地域

エ 静岡県立自然公園条例（昭和 36 年静岡県条例第 53 号）第 12 条第 1 項の特別地域

オ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項の特別保護

地区

カ 静岡県風致地区条例（昭和 45 年静岡県条例第 21 号）第 1 条の風致地区

キ 砂防法（明治 30 年法律 29 号）第 2 条に基づき国土交通大臣の指定を受けた土地（指定予定地を含む。）

ク 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地

崩壊危険区域

ケ 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条第 1 項の海岸保全区域

コ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域

サ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項の保安林

(2) 次の点に十分留意すること。

ア 上水道、簡易水道等の水源に影響を及ぼすおそれがないこと。

イ 河川、湖沼等及び地下水の汚濁により生活環境に影響を及ぼすおそれがないこと。

ウ 史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財等の保護に影響を及ぼすおそれがないこと。

エ 大気汚染、騒音、振動、悪臭等により生活環境に影響を及ぼすおそれがないこと。

オ 地すべり等の災害を発生させるおそれがないこと。

カ 汚染土壌を搬入し、又は搬出する車両に係る交通事故が発生するおそれがないこと。

### 2 環境に係ること

周囲の環境を把握し、他法令による規制の状況を確認すること。

### 3 構造に係ること

汚染土壌処理施設のうち埋立処理施設については、静岡県産業廃棄物適正処理指導要綱（平成 4 年静岡県告示第 965 号）第 15 条第 3 号に掲げる基準に準ずること。

汚染土壌処理業許可事前協議書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所 [ 法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地 ]

氏名 [ 法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名 ]

㊟

汚染土壌処理業の許可を受けたいので、静岡県汚染土壌適正処理指導要綱第 6 条第 1

項の規定により、次のとおり協議します。

氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)

を自署する場合は、押印は不要です。

事前協議者の事務所の所在地		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
汚染土壌処理施設の種類		
汚染土壌処理施設の処理能力		
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態		
他に汚染土壌処理業許可を受けている場合は許可を与えた都道府県知事名（政令で定める市にあつては市長名）及び許可番号（申請中の場合は申請年月日）		
連絡先	担当者名	
	電話番号	

事前調査報告書

年 月 日作成

調 査 項 目	備 考
<p>1 計画地の状況</p> <p>(1) 計画地の地形状況</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 山砂・砂利等を採取したくぼ地</li><li>・ 自然のくぼ地</li><li>・ その他のくぼ地</li><li>・ 平坦地</li><li>・ 傾斜地</li><li>・ 山間地 (山林)</li><li>・ 丘陵地</li><li>・ 低湿地</li><li>・ 沢状地</li><li>・ その他 ( )</li></ul> <p>(注) 写真を添付すること。</p>	
<p>(2) 現状の使用状況</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 農地</li><li>・ 宅地</li><li>・ 山林</li><li>・ その他 ( )</li></ul> <p>(注) 地図を添付し、図面上に記載すること。</p>	
<p>(3) 公有地 (国、県有地等)、水路等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 国 (県、市町村) 有財産            有・無   有の場合、その現況     (                                    )</li><li>・ 共有地、共有水路                有・無     (                                    )</li></ul> <p>(注) 地図を添付し、図面上に記載すること。</p>	
<p>(4) 地質の分布状況</p> <p>(注) 地質図を添付すること。</p>	
<p>(5) 湧水の状況</p> <p>(注) 地図を添付し、図面上に記載すること。</p>	

<p>2 周辺の状況</p> <p>(1) 周辺の地形状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平坦地</li> <li>・ 傾斜地</li> <li>・ 山間地 (山林)</li> <li>・ 丘陵地</li> <li>・ 低湿地</li> <li>・ 沢状地</li> <li>・ その他 ( )</li> </ul> <p>(注) 写真を添付すること。</p>													
<p>(2) 周辺の使用状況 (500m以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地</li> <li>・ 宅地</li> <li>・ 山林</li> <li>・ その他 ( )</li> </ul> <p>(注) 地図を添付し、図面上に記載すること。</p>													
<p>(3) 人家、学校等の公共施設の状況</p> <p>ア 計画地周辺の人家等の数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">50m以内</td> <td style="text-align: right;">戸</td> </tr> <tr> <td>50～100m</td> <td style="text-align: right;">戸</td> </tr> <tr> <td>100～200m</td> <td style="text-align: right;">戸</td> </tr> <tr> <td>200～300m</td> <td style="text-align: right;">戸</td> </tr> <tr> <td>300～500m</td> <td style="text-align: right;">戸</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">戸</td> </tr> </table> <p>イ 住宅、店舗及びこれに準ずる建物の敷地境界の至近距離 m</p> <p>ウ 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームとの至近距離 m</p> <p>エ 宅地開発予定地からの距離 m (500m以内になければ、なし)</p> <p>オ 土地区画整理事業の予定区域からの距離 m (500m以内になければ、なし)</p> <p>カ 指定文化財及び埋蔵文化財の有無 有・無 (500m以内)</p>	50m以内	戸	50～100m	戸	100～200m	戸	200～300m	戸	300～500m	戸	計	戸	
50m以内	戸												
50～100m	戸												
100～200m	戸												
200～300m	戸												
300～500m	戸												
計	戸												
<p>(4) 水道水源の有無、井水の使用状況等水源使用の状況</p> <p>ア 水源の有無 (5 km 以内) 有・無</p> <p>有の場合</p> <p>名称</p> <p>位置</p> <p>種類</p> <p>水位</p>													

利水範囲 計画地からの距離 m	
イ 飲料用井戸、共同井戸を利用している戸数、水位 50m以内 戸 水位 m～ m 50～100m 戸 水位 m～ m 100～200m 戸 水位 m～ m 200～300m 戸 水位 m～ m 300～500m 戸 水位 m～ m	
(5) 地下水、河川の状況 ア 農業用井戸、工業用井戸の有無 (500m以内) 有・無 有の場合 名称 位置 種類 水位 計画地からの距離 m 利用地域	
イ 農業用水、工業用水としての河川、湖沼等の利用状況 農業用水利用地域 ( ) 採水先名称 ( ) 工業用水利用地域 ( ) 採水先名称 ( )	
(6) 使用予定道路の使用状況、交通安全施設等の状況 ア 使用予定道路 県道 路線名 ( ) 幅員 ( m) 交通量 ( 台/日) 市町道 路線名 ( ) 幅員 ( m) 交通量 ( 台/日) 赤道 幅員 ( m) 農道 幅員 ( m) 私道 幅員 ( m)	
イ 交通安全施設等の状況	
3 災害の状況 (1) 過去の地滑りの状況	
(2) 過去の土砂崩れの状況	



## 4 他法令の規制状況

法令	規制等の有無	規制等の内容	手続の進行状況	規制の確認、手続指導を受けた官公庁
自然環境保全法 (昭和 47 年法律第 85 号)				
静岡県自然環境保全条例 (昭和 48 年条例第 9 号)				
自然公園法 (昭和 32 年法律第 161 号)				
静岡県立自然公園条例 (昭和 36 年条例第 53 号)				
鳥獣保護及び狩猟の適正に関する法律 (平成 14 年法律第 88 号)				
静岡県風致地区条例 (昭和 45 年条例第 21 号)				
砂防法 (明治 30 年法律第 29 号)				
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 44 年法律第 57 号)				
海岸法 (昭和 31 年法律第 101 号)				
地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号)				
森林法 (昭和 26 年法律第 249 号)				
農地法 (昭和 27 年法律第 229 号)				
道路法 (昭和 27 年法律第 180 号)				
河川法 (昭和 39 年法律第 167 号)				
国有財産法 (昭和 23 年法律第 73 号)				
採石法 (昭和 25 年法律第 291 号)				
砂利採取法 (昭和 43 年法律第 74 号)				



汚染土壌処理業許可事前協議措置報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所 [ 法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地 ]

氏名 [ 法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名 ] ④

[ 氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)  
を自署する場合は、押印は不要です。 ]

審査指示に対して措置を講じたので、静岡県汚染土壌適正処理指導要綱第10条第5項の規定により、次のとおり報告します。

審査指示 の通知	年 月 日 付 け 第 号
審査指示を受けた事項	審査指示に對する措置

汚染土壌処理業許可事前協議書記載事項変更書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所 [ 法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地 ]

氏名 [ 法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名 ] ㊟

[ 氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)  
を自署する場合は、押印は不要です。 ]

静岡県汚染土壌適正処理指導要綱第6条第1項の規定により 年 月 日付けて提出した事前協議書の記載事項を変更するので、同要綱第13条第1項の規定により、次のとおり提出します。

変更する事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	

様式第5号（第14条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

汚染土壌処理業許可申請取下げ届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所 { 法人にあつては、その  
主たる事務所の所在地 }

氏名 { 法人にあつては、その  
名称及び代表者の氏名 } ⑩

{ 氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)  
を自署する場合は、押印は不要です。 }

静岡県汚染土壌適正処理指導要綱第6条第1項の規定により 年 月 日付けで提出した事前協議書に係る汚染土壌処理業許可の申請をしないこととしたので、同要綱第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

取下げ理由	
-------	--